

①開 会

<教 育 長>

それでは、ただいまから、令和 7 年山形県教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

<教 育 長>

議事等に先立ち、申し上げます。
先ほど、1 名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長>

会議録署名委員に、小関委員と手塚委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長>

議事に先立ち、報告があります。
(1) 「令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果について」、義務教育課長より報告願います。

<義務教育課長>

報告 1－1 御覧ください。
「1 実施概要」ですが、この全国学力・学習状況調査は「(1) 調査の目的」にあるように、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を目的として、「(2) 調査の対象及び内容」にあるとおり、各小学校 6 年生及び各中学校 3 年生の児童・生徒を対象に、4 月に実施されたところです。
内容としては、例年実施されている国語、算数・数学の調査に加えて、今年度は理科の学力調査を実施したほか、児童・生徒の学習状況等に関する調査を行っております。「(4) 実施の状況」ですが、本県においては、小学校等 222 校、中学校等 95 校で実施されました。
「2 学力調査の結果」を御覧ください。本県における各教科の平均正答率と全国の平均正答率です。
小学校 6 年生の国語の平均正答率は本県が 65 パーセントであるのに対し全国が 66.8 パーセント、算数は本県が 55 パーセントであるのに対し全国が 58.0 パーセント、理科は本県が 58 パーセントであるのに対し全国が 57.1 パーセントでした。
中学校 3 年生の国語の平均正答率は本県が 54 パーセントであるのに

対し全国が 54.3 パーセント、数学は本県が 45 パーセントであるのに対し全国が 48.3 パーセントでした。理科については、今回から 1 人 1 台端末を用いた調査となり、その結果を 500 を基準とした数値で示しておりますが、本県が 504 であるのに対し全国が 503 という状況でした。

報告 1－2 を御覧ください。「3 本県の概要」ですが、初めに学力調査について、小学校は国語と算数が全国平均を下回り、理科は全国平均を上回りました。中学校は国語と理科が全国平均と同程度で、数学が全国平均を下回りました。また、昨年度と比較すると、小中学校とも国語は全国との差が横ばい、小学校算数は全国との差が縮まりましたが、中学校数学は全国との差が広がっております。

教科ごとの結果について、国語は表記に注意しながら、読み手の立場に立ち、整った文章を書くことができております。その一方で、伝える内容を整理して明確にすることには課題がみられております。算数・数学については、数学的な用語の意味や、図形の性質などを理解することのほか、数量の大きさの求め方を式や言葉を用いて記述することなどに課題がみられております。理科については、花のつくりや、化学変化の仕組みといった基本的な知識については身に付いていますが、エネルギーに関する領域では、基本的な知識や技能を身に付けることに課題がみられました。

次に、学習状況についての児童生徒質問紙を御覧ください。「国語、算数の勉強が好き・得意」、「授業の内容が分かる」等、学習に対する興味や関心などについては概ね良好でした。また、「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」など、いわゆる主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取組状況は、本県では、全国に比べて肯定的に回答する児童・生徒が多い傾向にありました。一方で、「前年度までに受けた授業での ICT 機器の活用頻度」、「学習場面での使い方」など、ICT を活用した学習状況や、中学校においては、「授業時間以外での学習時間」など、学習習慣の形成に課題がみられております。

次に、学校質問紙を御覧ください。主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善への取組状況について、中学校では概ね良好な回答でしたが、小学校ではこの部分に課題がみられております。加えて、小中学校ともに、ICT を効果的に活用した学習機会の設定に課題がみられております。

最後に「4 県教育委員会のコメント」ですが、県教育委員会としては、この度の調査結果について、さらに詳細な分析・評価を行うことで課題を明確にし、確かな学力の育成に結び付く授業実践が学校に浸透するよう、各市町村教育委員会とともに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、報告 1－3 からは、この度の調査結果の参考資料として、全国との比較を付けておりますので、後ほど御確認いただければと思います。説明は以上です。

<教 育 長>	ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。
<小 関 委 員>	中学校３年生の数学について、全国平均でも５割を下回っていますが、数学の問題に変化などあったのでしょうか。
<義務教育課長>	文部科学省において、この度の中学校３年生の数学の問題の難易度について再度検証すると聞いております。また、昨年度、全国の学校を抽出して、児童・生徒の正答・誤答が問題の特性によるのか、児童・生徒の学力によるのかを区別して分析し、児童生徒の学力スコアを推定するIRTの手法を用いて分析を行った結果、正答率が落ちている状況もあったようです。このことから、子どもたちの学力自体も併せて文部科学省が検証しております。
<小 関 委 員>	子どものスマートフォンの使用時間と学力との関係性について、何か調査しているものはありますでしょうか。
<義務教育課長>	以前の全国学力・学習状況調査の中には、メディアに関する調査項目がありましたが、近年ではその調査項目がなくなっており、実態を把握することができなくなっているのが現状です。一方で、今年の調査結果から、中学生が家庭学習時間を十分に確保できていない実態が明らかになったため、委員から指摘のあったメディアとの関連性もあるのではないかと考えております。
<工 藤 委 員>	現在の学習においては、メディアによって学ぶことを推奨する方向にシフトしているため、単に１人１台端末を何時間使っているということではなく、端末を使って何をやっているかということの方が重要だと思います。もし、メディアに関する調査を実施するのであれば、端末を何時間使っているかという単純な調査ではなく、端末をどのように使っているかという調査をすべきと考えます。 メディアの使い方として、自分がわからないところを調べる使い方をしている子どももいれば、自分の苦手な部分を飛ばしてやりたい部分だけ勉強している子どももいると思われますので、メディアの時間のみで規制するのではなく、使い方がどうであるのかを確認する必要があると思います。 本県で独自にスマートフォンやメディアとの付き合い方に関する調査は実施しているのでしょうか。
<義務教育課長>	御指摘のとおりと思い受け止めました。文部科学省でも１人１台端末がこれだけ全国的に流布している中で、単純にメディアを見ている時間という項目は意味をなさないものとして、調査対象項目から外したものと思います。 現在、教科担任マイスター配置校において、授業づくりをメインとして家庭学習ともリンクする形でICTの活用を依頼しておりますので、こ

れを踏まえてアンケートを実施することができるものと考えております。

<和田委員>

全国学力・学習状況調査において、小中学校ともに ICT を効果的に活用した学習機会の設定に課題がみられるとされており、1人1台端末はあるけれども、有効に活用できていない生徒がいるものと思われます。学校の授業だけでなく、家庭学習でも ICT の活用に取り組んでいくことで、自分がどこを苦手としているのかを自覚して学習していくことに結びつくものと思います。現在では教科書にも QR コードが付されており、それを1人1台端末で読み込むこともできます。特に苦手とされている空間や図形などは、目で見ると理解力も異なってくると思うので、1人1台端末を効果的に活用していくことが一つの課題と思います。

<教育長>

ほかになれば、これより議事に入ります。

⑤議 事

<教育長>

議第1号「令和8年度山形県立中学校の入学募集について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長>

議1-1を御覧ください。県立中学校については、平成28年度に県内初の併設型中高一貫校として東桜学館中学校が開校し、令和6年度に致道館中学校が開校しました。令和8年度の県立中学校入学選抜基本方針については、令和6年8月に教育委員会において決定し、公表しているところであり、これに基づき、この度正式に募集の公告を行うものです。なお、令和7年度入学募集から日付等の変更はありますが、内容についての変更はありません。

議1-2を御覧ください。募集内容について、表に示したとおり、入学定員は東桜学館中学校及び致道館中学校ともに、1学級33人の3学級で99人としております。

入学志願要項について、「1 志願資格」については、(1)①にあるとおり、「令和8年3月に小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部を卒業又は修了見込みの者で、保護者とともに県内に住所を有する者」が基本となります。

(2)には、県外からの受検など、(1)②の「県教育長が特別に志願を許可した者」の具体例を掲載しております。

「2 通学区域」については、県下一円としております。

「3 出願に必要な書類及び提出期間」については、「令和7年11月25日(火)から12月1日(月)午後3時まで」となっております。

「4 選抜及び選抜結果通知書の発送」については、選抜の資料として、小学校が作成する調査書と、県教育委員会が実施する適性検査、作文、面接等の結果を用いることとします。その実施日は「令和8年1月10日(土)」で、東桜学館中学校及び致道館中学校でそれぞれ実施し、選抜結果通知書を「1月16日(金)」に発送します。

その他詳細については、「5 その他」にあるとおり、9月上旬に完成予定の入学選抜実施要項で示します。これについては、「9月13日（土）及び14日（日）」に実施する中学校入学選抜出願手続説明会で保護者の皆様に周知します。

御承認いただいた後、「9月5日（金）」の県公報に掲載して募集公告をする予定としております。以上です。

＜教 育 長＞ ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

＜教 育 長＞ なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

＜各 委 員＞ 異議なし。

＜教 育 長＞ 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

＜教 育 長＞ 次に、議第2号「令和9年度山形県立中学校入学選抜基本方針の決定について」、説明願います。

＜高校教育課長＞ 議2-1を御覧ください。東桜学館中学校の入学第12期生、致道館中学校の入学第4期生となる、現在小学校5年生が対象の入学選抜基本方針です。毎年8月に、その年度の募集公告と次年度の基本方針を決定いくこととしております。

議2-2を御覧ください。令和8年度基本方針からの変更点は、年次等の変更のほか、1（3）にある出願受付期間、3（1）にある適性検査等の実施日、4にある選抜結果通知日の3点について、日付が変更になっております。以上です。

＜教 育 長＞ ただいまの御説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

＜教 育 長＞ なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

＜各 委 員＞ 異議なし。

＜教 育 長＞ 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

＜教 育 長＞ 次に、議第3号「山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和8年度使用教科用図書の採択について」、高校教育課長及び特別支援教育課長より説明願います。

＜特別支援教育課長＞ まず、県立特別支援学校の教科書について御説明します。議3-15を御覧ください。特別支援学校で使用する教科書の種類や採択に関する規定などを記載しております。

1について、特別支援学校においても、小中学校で使われている検定

済教科書又は文部科学省の著作教科書を使用する義務があることが示されております。

次に、2では教科用図書の特例が示されております。1で示した検定済教科書や著作教科書以外の教科用図書を使用することができるものであり、これを一般図書と呼びます。特別支援学校用の一般図書は、「児童生徒用の教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切なもの」という要件を満たすことが求められております。このため、県教育委員会が調査研究を行い作成した「令和8年度用一般図書一覧」から選定することになっております。

3ですが、一般図書の採択に当たっての留意事項となっております。1の著作教科書や検定済教科書が使えないか十分考慮した上で、児童・生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容の教科用図書を選定することとなっております。

次に、議3-16を御覧ください。4については、各校の教科用図書選定結果の特徴をまとめたものになります。知的障がい特別支援学校においては絵本などの一般図書の選定が主ですが、文部科学省著作教科書、いわゆる「星印本」を選定する学校もあります。視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱の児童・生徒を対象とする特別支援学校の小中学部では、小中学校と同様の文部科学省検定済教科書の選定が中心となっております。これらの障がいに加え、知的障がいを併せ有する場合、いわゆる重複障がいの児童・生徒の場合には、一般図書の選定が中心となっております。

5ですが、選定した学校が多かった一般図書を挙げております。主な選定理由ですが、小学部の場合は実際に塗ったり、描いたり、切ったりすることができ、感覚を活用して学べるという理由で選定していることが特徴的です。また、中学部の場合は、イラストや図など視覚情報が豊富であり、生徒の興味や関心を引き出しやすいということが理由として挙げられております。

次に、議3-2を御覧ください。小学部の採択（案）です。文部科学省検定済教科書は小学校と同様の各教科等の教科書になります。表の右側に選定した学校数を記載しております。

次に、議3-3ですが、選定した学校名を入れております。山形盲学校、山形聾学校、酒田特別支援学校、鶴岡養護学校、ゆきわり養護学校、山形養護学校が選定しております。

次に、文部科学省著作教科書については、まず、視覚障がい者用教科書については、検定済教科書を点字訳した教科書で、山形盲学校が選定しております。

聴覚障がい者用教科書については、山形盲学校、山形聾学校、酒田特別支援学校が選定しております。

知的障がい者用教科書については、「星印本」ですが、小学部は星印1つ星から3つ星まであり、内容が3段階になっております。山形盲学校、山形聾学校、米沢養護学校長井校など12校が選定しております。

議3-4を御覧ください。一般図書については、知的障がい又は重複

障がいの児童の利用する教科書として、今回各校が選定したものの一覧になります。今年度は知的障がい特別支援学校を中心に発行者 39 者、図書 158 種を選定しております。なお、議 3－17 から議 3－38 まで一般図書一覧における特別支援学校の採択については、これらの一覧に掲載されている図書全てについて一括採択をお願いしたいと存じます。

次に、議 3－7 を御覧ください。点字教科書、拡大教科書になります。こちらは山形盲学校が選定しております。

次に、議 3－8 からは、中学部の採択（案）になります。検定済教科書については、小学部同様、欄外の 6 校が選定しております。

議 3－9、文部科学省著作教科書については「星印本」、知的障がい者については、中学部の場合は 4 つ星、5 つ星の 2 段階あり、村山特別支援学校や楯岡特別支援学校など 12 校が選定しております。なお、中学部生徒の障がいの状態に応じて使用が適切である場合は、小学部の教科書も使用してよいこととなっておりますので、小学部の教科書も選定一覧に載せております。

次に、議 3－10 を御覧ください。こちらは中学部で選定した一般図書になります。12 校、発行者 33 者、図書 102 種を選定しております。なお、この中学部についても、一般図書一覧に掲載されている図書全てについて一括採択をお願いしたく存じます。

議 3－12 には、点字・拡大教科書について、山形盲学校が選定したものとなっております。

以上、小学部及び中学部の選定について、採択（案）としますので、よろしくお願いします。

< 高校教育課長 >

次に、県立中学校について御説明申し上げます。

東桜学館中学校と致道館中学校は併設型中高一貫教育校の中学校であり、その教科書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 3 項において、学校ごとに採択を行うものとするがあります。

県立中学校では校内に教科書選定委員会を設置し、各校の教科書選定方針に則り、使用する教科書を選定し、その結果を教育委員会事務局内で審査を行うなど作業を進めてまいりました。

東桜学館中学校で使用する教科書について御説明します。議 3－13、採択（案）を御覧ください。「1 教科用図書選定の観点」に記載のとおり、東桜学館中学校の基本理念である「高い志」、「創造的知性」、「豊かな人間性」を育てるために、協働的な学習等を推進するのに適しているかを選定方針とし、「2 教科用図書選定結果」としております。

次に、致道館中学校で使用する教科書について御説明します。議 3－14、採択（案）を御覧ください。「1 教科用図書選定の観点」に記載のとおり、致道館中学校の基本理念である「自主自立」、「新しい価値の創造」、「社会的使命の遂行」をもとに、生徒の自主性や創造性を育む個別最適な学びの充実を図るのに適しているかを選定方針とし、「2 教科用図書選定結果」としております。

以上のように、事務局では、各種法令、教科用図書選定審議会の意見、

教科用図書採択の基本方針に基づき、選定理由と教育課程を照合し、適切な図書の設定となっているかを審査しました。その結果が議第3号の山形県立特別支援学校小学部・中学部及び山形県立中学校における令和8年度使用教科用図書採択（案）です。

令和8年度使用教科用図書として採択いただけますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

- ＜教 育 長＞ ただいまの説明につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。
- ＜教 育 長＞ なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- ＜各 委 員＞ 異議なし。
- ＜教 育 長＞ 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。
- ＜教 育 長＞ 次に、議第4号「山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和8年度使用教科用図書の採択について」、説明願います。
- ＜高校教育課長＞ 議4－3を御覧ください。令和8年度使用高等学校教科用図書の採択（案）となります。議4－3から議4－12が教科書目録第1部、平成30年告示学習指導要領に基づいて編集された教科書の山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校高等部における令和8年度使用教科書の採択（案）となります。こちらの資料には教科・科目別に発行される教科書ごとの選定学校数をまとめております。
- 県立高等学校は、普通科・専門学科・総合学科の各学科、全日制・定時制・通信制の各課程があり、その実態は極めて多様となっております。そこで県教育委員会では、各学校が実態に即した適切な教科書を選定するために、各学校に教科書選定委員会を設置し、十分な調査研究を行い、公正かつ適正な選定を行うよう指導してまいりました。点検の結果、各学校とも適切に選定していると判断しましたので、提案内容にある教科用図書を採択していただきたいと考えております。
- 次に議4－16を御覧ください。こちらは教科書の選定状況をまとめた資料となります。文部科学省検定済・著作教科書、第1部、第2部合わせて769点の教科書のうち、山形県内では578点が選定されており、その割合は75.2パーセントとなっております。
- 議4－17、議4－18は第1部、平成30年告示学習指導要領に基づく教科書の選定状況となります。
- 次に、議4－19から議4－21を御覧ください。こちらには各学科3校の教科書選定の観点の例を載せております。議4－19が普通科、議4－20が専門学科、議4－21が総合学科のものとなっております。
- また、議4－22、議4－23は各県立学校における各科目の選定率が比較的高い教科書の選定理由の例を記載しております。教科書の内容・構成が当該学校の生徒にとって分かりやすく、生徒の興味・関心を喚起

し、かつ生徒の学力向上に資する内容であることを選定の理由に挙げる場合が多くなっております。

次に、議４－25、議４－26 は教科書が使用されるまでの流れとなります。本日は８月の令和８年度使用教科書の採択に該当します。

以上、県立高等学校及び高等学校学習指導要領に準ずる教育課程をとっている特別支援学校の高等部４校について御説明しました。よろしくお願いします。

<特別支援教育課長>

次に、県立特別支援学校の高等部について御説明します。議４－24 を御覧ください。

１については、学校の教科用図書選定結果の特徴をまとめた資料となっております。上の段、「視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱の生徒を対象とする特別支援学校」の高等部では、高等学校と同様の文部科学省検定済教科書の選定が中心となっております。これらの障がいに加えて知的障がいを併せ有する重複障がいの生徒の場合は、一般図書の選定が中心となっております。また、下の段の「知的障がいの特別支援学校」高等部については、一般図書の選定が主であります。文部科学省著作教科書、いわゆる「星印本」を選定する学校もあります。

２については、選定した学校が多かった一般図書を挙げております。選定理由について、高等部の場合は卒業後の実生活に生かすことができるよう、具体的な場面が想定されている内容であること、生活に即した内容が使われていること、豊富な具体例があることなどを重視して各校が選定しております。

例えば、「改訂新版くらしに役立つ国語」では、生活に生かせる内容が生徒に分かりやすい言葉で書かれており、将来の社会生活につなげやすいということから国語科として選定し学習する学校が９校あります。

「改訂新版くらしに役立つ数学」では、内容が具体的であって学習内容が卒業後の生活に適しているということから９校で選定されております。

「改訂新版くらしに役立つ保健体育」では、簡潔な説明やイラスト・図・写真などで分かりやすく学ぶことができるとともに、体育の理論である体育の実技・保健など全ての分野を取り上げている図書ということから９校で選定しております。

次に、議４－13 を御覧ください。高等学校の採択（案）になります。

「１ 文部科学省検定済教科書」（１）については、高等学校に準ずる教育課程である４校が高等学校と同じ教科用図書を選定しております。

（２）では、視覚障がい者用として高等部の高等学校の教科用図書を点訳又は拡大版にしたものになります。

「２ 文部科学省著作教科書」については、知的障がい者用の小学部用・中学部用を挙げております。高等部の生徒ですが、生徒の障がいの状態によって小学部のものが適切という場合に選定していることとなります。

議４－14 を御覧ください。「３ 一般図書」ですが、知的障がい又は重複障がいの生徒用の教科書として、今回、各校が選定した一覧になり

ます。計 13 校で発行者 25 者、図書 52 種が選定されております。なお、小中学部と同様に、この一般図書一覧について、一括採択をお願いしたく存じます。

次に、(2) ①については、点字教科書、拡大教科書で、山形盲学校が選定しております。②については、中学校用検定教科書を、鶴岡養護学校、ゆきわり養護学校で一般図書として使用するということで選定しております。

以上、各特別支援学校が選定したものを審査し採択(案)としました。いずれも図書採択の基本方針に基づいて各校長が選定したものを厳正に審査したものでありますので、採択について、どうぞよろしくお願いします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第 4 号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次の議第 5 号及び議第 6 号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第 5 号及び議第 6 号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<教 育 長> 以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。